

# 入 札 公 告

下記の物品の賃貸借について、一般競争入札を執行するので、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第122条の規定に基づき公告します。

令和8年9月10日

藤枝市長 北村 正平

## 1 担当部局

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市 議会事務局 電話：054-643-3552

FAX：054-646-2030

メール：gikai@city.fujieda.lg.jp

## 2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 議第7号
- (2) 物品 公用車（議長車）
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和9年3月15日（可能な限り早期納入に努めること）
- (5) 納入場所 藤枝市役所特別職公用車駐車場  
（藤枝市岡出山一丁目14番14号）

## 3 入札に参加するために必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札参加資格審査期日（令和8年9月16日）までに、藤枝市における物品の製造等入札参加資格を有している者のうち、「（30108）車両」に登録があること。
- (3) 当該物品調達に係る営業に関し、必要とする許可、認可等を得ていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 公告日から入札執行日まで藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年12月6日施行）による入札参加停止措置の期間中でない者。又は、入札参加資格確認通知書を受けた者が開札日までに物品購入等の契約に係る指名停止措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下（暴対法）という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

#### 4 仕様書及び入札参加資格確認申請書等の配布

仕様書及び入札参加資格確認申請書等の配布を次のとおり行う。

##### (1) 配布期間

令和８年９月１０日（木）から令和８年９月１６日（水）まで

##### (2) 配布場所

上記１及び藤枝市ホームページ

#### 5 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和８年９月１０日（木）から令和８年９月１６日（水）まで

イ 提出先 上記１に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送により提出する場合は、事前に 上記１

担当部局に連絡をすること。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和８年９月２４日（木）午後５時までに通知する。

#### 6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がない

と認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年9月28日（月）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は理由を求められたときは、令和8年9月30日（水）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記1に同じとする。

## 7 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式自由）により、提出すること。
  - ア 受付期間 令和8年9月10日（木）から令和8年9月16日（水）まで
  - イ 受付場所 上記1に同じ
  - ウ 提出方法 持参、郵送、FAX、メールのいずれか
- (2) 質問に対する回答は、令和8年9月25日（金）午後5時までに回答書を藤枝市ホームページに掲載する。

## 8 入札手続等

- (1) 入札開札日時 令和8年10月5日（月）午前11時
- (2) 入札執行場所 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号  
藤枝市役所 西館5階 第1委員会室
- (3) 入札方法
  - ア 入札は、持参で行うものとする。
  - イ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
  - ウ 入札執行回数は2回を限度とする。
  - エ 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、入札執行場所にいない入札者は、2回目の入札に参加できない。
  - オ 開札には、入札事務に関係のない藤枝市職員が立ち会うこととする。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (5) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

#### (7) 入札書の入札金額の記入方法

入札書に記載する金額は、賃貸借（リース）期間中の月額とする。決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、入札書は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (8) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

### 9 入札の無効

無効となる入札については、公用車（議長車）賃貸借（リース）契約入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 11 契約書の作成

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 落札者が入札日から起算して7日以内に契約を締結しない時は、その落札は効力を失う。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

#### 12 異議の申立て

入札したものは、入札後、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 13 その他

(1) 入札日時を延期する場合は、入札参加資格を確認した者を対象として延期後の入札を実施する。

(2) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認める者であることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。

- (3) 入札参加者が1者のみでも入札は成立するものとする。
- (4) この入札に係る契約は、長期継続契約であり、予算に減額または削除があった場合は、市は契約を変更し、又は解除することがある。ただし、契約の変更又は解除により、契約者に損害を生じさせた場合には、契約条項に従い損害賠償する。
- (5) 入札参加者は、藤枝市財務規則及び入札心得、仕様書を熟読の上、入札しなければならない。